

導入促進基本計画

先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

目黒区は、東京 23 区の南西部に位置し、都心に近く、交通の利便性が高いことなどから、人口は増加傾向が続いており、令和 3 年（2021 年）6 月 1 日現在では、280,779 人（男 132,564 人、女 148,215 人）となっている。おしゃれで治安のよい街としてのイメージが定着しており、20 代の中心に人気が高く、特に 20 代から 30 代の女性の転入も多いことなどから、人口構成も女性の比率が高くなっている。また、区内の 87% が良好な住宅地であり、東京大学、東京工業大学が区内に在するため、アカデミックな雰囲気も有し、都心に近い利便性に合わせて、子育て世代の転入も顕著である。

産業面では中目黒、自由が丘に代表される商業地が繁栄し、飲食業、アパレル業、サービス業などの事業所が多くある。一方、区の大部分は住宅地であることから、特定の産業が存在せず、従来から操業している製造業は減少しており本社機能を残し、地方に移転する工場も多い。残存する製造業についても事業者の高齢化や機械設備の老朽化が進行し、いずれも小規模で生産効率は低い。労働環境の面では、短納期、小ロットの発注による不規則な作業時間になりがちな厳しい労働環境下にあり、人材不足も顕著である。そのため廃業する事業者も多く、これに伴う熟練工の不足により発注者の生産体制にも影響をもたらしている。この負の連鎖を断ち切るためには、中小企業者が性能の優れた設備の導入により、効率良く製品の供給ができる体制を構築し、賃金の向上、労働環境の改善、さらには人材不足の解消を図ることが必要である。こうしたことから目黒区では、中小企業センターを中心に、相談体制の充実などを通じ、中小企業者に有用な補助制度の周知と利用の促進に努め、中小企業労働者の労働環境の向上を図り、区内全体の産業振興を推進していく。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本区の工業は、戦前から続く金属加工業から近年発展しているITまで多岐にわたり、その業種により必要となる設備が異なるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本区には工業地域の指定がなく、準工業地域や住宅地に多岐にわたる業種が各所に存在するため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

業種についても製造業、サービス業、建設業等と多岐に渡り、多様な業種が区の経済、雇用を支えており、区内の多くの中小企業に本経済政策による効果を求めるため、業種及び事業については、全てを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・区市町村民税又は固定資産税の納税義務者で、既に納期の経過した分を完納していない者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合があります、認定を受けた者は、それに応じること。